

学校いじめ防止基本方針

羽島市立小熊小学校

学校いじめ防止基本方針 目次

はじめに

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

2 いじめの未然防止のための具体的な取組

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「わかる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）
- (2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）
- (3) 一人一人のよさを大切にした指導の推進（自己指導能力の育成）
- (4) 望ましい人間関係づくりのためのコミュニケーション力の育成
- (5) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

3 いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめの早期発見のための校内体制
 - ① 児童一人一人に寄り添うとともに、「生活の振り返り調査」実施による的確な情報収集
 - ② 教育相談の充実
 - ③ 教職員の研修の充実
 - ④ 保護者及び地域との連携
 - ⑤ 関係機関等との連携
- (2) 早期対応のための校内体制 ①②③

4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

5 学校いじめ防止プログラム

6 いじめの問題発生時の対応

- (1) 初期対応
- (2) インターネットを通じて行われるいじめへの対処方法
- (3) 「重大事態」と判断された時の対応
- (4) 事後の対応（継続的な指導）

7 学校評価における留意事項

8 個人情報等の取り扱い

はじめに

ここに定める小熊小学校いじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき、文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」「羽島市いじめ防止基本方針」を参酌し、学校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1） いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2） 基本認識

教育活動を通して本校全職員が以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」
- ・「いじめは、重大な人権侵害に当たり決して許されない」
- ・「いじめは見ようと思って見ないと見つけにくい」
- ・「いじめは、大人の目が行き届かないところでおきる」
- ・「児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる学校づくりが、いじめの未然防止につながる」

（3） 羽島市子どものいじめの防止に関する条例より

第3条 市、学校、保護者、市民、各種団体及び事業者は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携して、いじめの防止及び解決に取り組まなければならない。

2 子どもは、自分を大切に思い、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない豊かな人間関係を築くよう努めなければならない。

（4） いじめの未然防止に向かう学校の基本姿勢

- ・いじめの未然防止の基本として、一人一人が大切にされ、互いに認め合える人権感覚溢れる学校風土を作り上げることを大切にする。全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校作りを進めることは、その基盤となる。
- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、

児童一人一人に徹底する。

- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を育成する。自分の気持ちを伝える力や相手の気持ちを汲み取る力に代表されるコミュニケーション力を育む。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための具体的な取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「わかる・できる授業」の推進、規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実させる。
- ・全ての児童が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営の充実に努める。特に、低学年は遊びを中心とした仲間作りを指導の柱とし、望ましい人間関係づくりの指導を行う。高学年は係活動を中心とした集団づくりを指導の柱とし、所属感、自己肯定感を高める指導を行う。
- ・夢や願いを大切にし、実現するための取り組む力や、課題を克服していく力を養う。
- ・児童間の序列、差別、偏見、不条理なこと等を教師が見逃さず、児童自身の課題として主体的に解決できるよう指導する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させる。
- ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道德教育を充実させる。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を実施し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・互いに大切にしたい、安心であたたかい学校にしたいという願いを実現するため、児童会が主体的に取組を行う。

(3) 一人一人のよさを大切にした指導の推進（自己指導能力の育成）

- ・個々の苦手な分野を、よさを発揮するための課題ととらえ、自ら目標を設定し、取

り組む過程で成長を実感できる前向きな指導をする。

- ・教師が多様な価値観を持ち、児童がとった行動の根底にある心を汲み取り、結果的に失敗したときでも、生き方の価値で評価するような接し方をする。
- ・Hyper Q-U 調査等の学級アセスメント調査を活用し、学級の人間関係及び個々の状態を教師が客観的に把握することに努める。
- ・教職員と連携し、個々の心の状態に寄り添う指導をする。

(4) 望ましい人間関係づくりのためのコミュニケーション力の育成

- ・低学年では仲間と積極的に関わろうとする意思をもち、相手とのコミュニケーションをもとに行動できるようにするための指導をする。
- ・中学年では、相手の気持ちを理解するとともに、自分の気持ちが相手に伝わるような関わり方ができるようにするための指導をする。
- ・高学年では、相手の置かれている状況を察しながら自分の考えを伝えたり、相手の気持ちや考えを汲み取りながら行動したりできるようにするための指導をする。

(5) インターネットを通して行われるいじめに対する対策の推進

- ・情報モラルについての授業を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを未然に防ぐために、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルや SNS の使い方について、児童会が計画する児童間の話し合いや PTA、地域の方も交えた交流会など、自治的な活動の充実を図る。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめの早期発見のための校内体制

- ① 児童一人一人に寄り添うとともに、「生活の振り返り調査」実施による的確な情報収集
 - ・一人一人への日常的な声かけ時の反応、表情、身辺の様子等のわずかな変化の把握に努める。
 - ・係活動や休み時間での児童間の関わり方に注意を払い、児童の人間関係の状況把握に努める。
 - ・一見いじめと関係ないと思われる児童間のトラブルの中に、いじめが潜んでいる可能性があることを忘れず、1つ1つの事案について丁寧に子どもの気持ちを聞き、児童間にどんなことが起きているかを把握するように努める。
 - ・生活の振り返り調査」をステージに1回実施する。
 - ・「Hyper Q-U 調査」を年1回実施しする、調査結果をもとに個別面談を行う。
 - ・「生活の振り返り調査」「Hyper Q-U 調査」の結果をもとに、ステージに1回教育相談週間を設け、個別面談を行う。

- ・学級で児童のみの時間をつくらないう教職員が必ず児童につく。
- ・学級担任や教科担任、生徒指導主事、養護教諭など全職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行う。また、教育相談主任による児童への関わりを積極的に進め、児童理解に努める。
- ・時間的死角、人的死角、場所的死角が生じないような職員配置を行い、危機管理意識を常に持って児童に接するように努める。
- ・「生活の振り返り調査」の保管は進級時までとし、アンケートから知り得て次年度に引き継ぐべき内容は、引継ぎ簿にて引き継いでいくこととする。

② 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にし、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ、信頼関係が築けるように日常的から児童理解を図るように努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするために、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。

③ 教職員の研修の充実

- ・児童の生徒指導事案の交流を打ち合わせや職員会の際に行い、子どもづかみ及び対応についての事例から学ぶ機会を充実させる。
- ・Hyper Q-U 研修、生徒指導事例研、教育相談研修など、様々な視点からの研修の充実を図る。
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、一人一人の教職員が、いじめに対する対応について研修を重ねる。

④ 保護者及び地域との連携

- ・気になることは、どんなことでも相談しやすい開かれた学校づくりに努める。
- ・学校で気になることがあったときには、保護者への連絡を密にする。
- ・腹痛や頭痛等で欠席が続いたり、「体調不良で欠席」等で明確な理由がなく欠席の報告があったりした場合は、いじめの可能性を視野に入れて対応する。
- ・地域関係者とは日頃より連絡を密にし、登下校時の様子や学校外での様子について話しやすい関係づくりに努める。
- ・学校から外に出向き、地域関係者と会話を持つ機会を増やすように努める。

⑤ 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会やスクールソーシャルワーカー、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に

向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。

- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて市教委、岐阜県羽島警察署等の関係機関と連携して解決に当たる。
- ・いじめが家庭の福祉に起因すると考えられる場合には、S S Wを活用するなど、あらゆる関係機関に働きかける。

(2) 早期対応のための校内体制

- ① いじめを発見したり通報を受けたりした職員は、「いつ、どこで、誰が、何を、どのようにしたのか」を把握し、速やかに次の職員に報告する。
 - ・学級担任
 - ・学年主任
 - ・生徒指導主事
 - ・教務主任
- ② 報告を受けた者は、組織的に速やかに管理職に報告する。
- ③ 管理職の指示により、学校体制で速やかに対応を始める。

4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

法第22条より

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、教育相談コーディネーターの他、状況に応じて保健主事、養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーターを召集する。

学校職員以外：P T A会長、学校運営協議会委員、スクールソーシャルワーカー、弁護士など状況に応じて依頼する。

5 学校いじめ防止プログラム

月	取組内容	備考
4月	・PTA総会等で「学校いじめ防止基本方針」（以下「方針」）説明 ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施 ※週1回の打ち合わせで児童の実態交流を年間を通して随時実施	「方針」の確認
5月	・学校運営協議会等で「方針」の説明 ・Hyper Q-U 調査 ・第1回「生活の振り返り調査」（記名式）の実施 ・教育相談の実施	
6月	・いじめ未然防止に向けた集会（いじめは重大な人権侵害であることを学ぶ機会とする。）	
7月	・第2回「生活の振り返り調査」（記名式）の実施 ・教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・インターネットモラルの授業（高学年） ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会）	夏季休業中の指導
9月		
10月	・第3回「生活の振り返り調査」（記名式）の実施 ・教育相談の実施	
11月	・「ひびきあいの日」に向けた取組	
12月	・「ひびきあいの日」（児童集会） ・「教職員の取組評価（自校評価）アンケート」 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	冬期休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・第4回「生活の振り返り調査」（記名式）の実施 ・教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・学校だよりによる学校評価等の公表	
2月	・児童会の取組のまとめ ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・学校運営協議会で取組について評価をする	
3月	・教職員による次年度の取組計画	第3回県いじめ調査

6 いじめの問題発生時の対応

- ・いじめの発見・報告を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・対応時には、いじめられた児童を守り通すとともに、当該児童が集団の中で安心して生活できるようになることを問題の解決とし、対応に当たる。
- ・いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導する。
- ・いじめに関係した児童の心に寄り添い、再発の未然防止のためにも、いじめの起きた背景の理解に努め、関係した児童の継続的な支援にあたる。
- ・発見されたいじめの事案だけに対応するのではなく、他の学年や学級でも同様のことが起きている可能性があるにとらえ、当該学年や全校に対していじめの防止の指導を必ず行う。

(1) 初期対応

① 『いじめ未然防止・対策委員会』の設置

いじめ未然防止・対策委員会を設置し、解決に向けた対応及び指導の見通しを立て、組織的に対応する

② 状況把握

いじめを受けた児童本人と直接面会し、「いつ、どこで、誰が、何を、どのようにしたのか」等の状況を直接聞き取ることで、事実確認を行うとともに、本人の心情を十分に理解する。必ず本人と直接話をするのが大切である。

また、保護者とも面談し、保護者の意見と心情を十分に受け止める。

インターネットを通じて行われているいじめの場合は、その画面のコピーやURLアドレス等の情報を確実に入手する。また、書き込まれているページの削除を行うだけでよいのか、書き込んだ本人を特定するための調査を希望するのかを確認する。事実関係の把握が一区切りついたら、市教委への一報を入れる。

③ いじめ未然防止・対策委員会を開き、対応の見通しを立てる

潜在する問題を予兆し、指導の方針を立てる。

インターネットを通じて行われているいじめの場合は、すぐに削除せず書き込んだ本人が特定できないことが多いことから、全校への指導を行うとともに、公開されている情報の削除を優先させるか、書き込んだ本人の捜査を優先させるかを保護者に判断を委ねる。

いじめ未然防止・対策委員会で決めた指導の見通しについては、いじめを受けた本人と保護者に説明し、同意の上、指導にあたる。

④ 関係する児童及び保護者への聞き取り

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、状況の確認を行う。

いじめがあったと教師が確認できた場合は、いじめたとされる児童への指導を行う。本人はいじめたと自覚していない場合もあるため、事実をもとに状況を確認するとともに、いじめたとされる児童の心情を確認しながら、された側がどのような心情になったかを説明する。また、保護者に対して、状況の説明といじめたとされる児童の課題について説明する。

いじめがあったことを認めない場合は、いじめ未然防止・対策委員会で対応を検討する。

必要に応じて、関係した児童へのアンケート調査（このアンケートの保管は当該児童が卒業するまでとする）を行う。

⑤ 双方の意見が食い違った場合

関係する児童から聞き取りを行い学校が状況把握に努めたにもかかわらず、双方の意見が食い違ったままの場合、「学校では、どちらの言い分が正しいかは判断できない」状況であることから、第三者委員会「羽島市いじめ防止専門委員会」へ報告し、対応について助言を受ける。

⑥ 学級、学年全体及び学校全体への働きかけ

いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。学級での話し合い活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

（２）インターネットを通じて行われるいじめへの対処方法

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに警察の指示を受けて画面のコピーや URL アドレス等の情報を入手し、削除する措置を取る。その際に、発信者情報が無くなり捜査に支障を来すことのないよう、慎重に対応する。

削除の対応をする場合は、各プロバイダが独自に設けている規約に基づいた削除依頼を行う方法と、「プロバイダ責任制限法」に基づく削除依頼もしくは発信者開示請求を行う方法がある。請求は、保護者が行うのが基本であるが、学校や教育委員会が代わって行うことも可能な場合があるため、市教育委員会と連携し、削除依頼を行う。

個人の尊厳に関わることや、生命や財産が脅かされるような悪質な内容については、岐阜羽島警察署生活安全課に保護者が被害届けを提出することで事件として扱われるため、保護者に対応について説明する。

（３）「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、又は、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、インターネットを通じた事案で不特定多数に広がる可能性

が認められるときについては、次の対応を行う。

- ・児童の安全確保を第一に行う。
- ・羽島市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、いじめ未然防止・対策委員会を機能させ、事実関係を明確にするための調査にあたる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、羽島市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに岐阜羽島警察署生活安全課に通報し、適切な援助を求める。
- ・いかなる場合においても、本校全ての児童及び保護者の人権を守ることについて、第一に優先させる。

(4) 事後の対応（継続的な指導）

いじめの事案が解決後、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないことを確かめることで、いじめの行為が止んでいることを確認するとともに、被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確かめる。

いじめの行為が止んでいる状態が3ヶ月以上継続していることを目安に見届ける。また、再発したり新たないじめが起こったりする場合があることを想定し、事後の見守りを継続的に行う。

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。また、いじめたとされた児童が逆に周りから疎外される可能性もあるため、双方の状況を見守る必要がある。

また、児童の状況に応じて、教育相談主任による相談活動を行う。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見の取組に関すること。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況に関すること。

8 個人情報等の取り扱い

個人調査（アンケート等）を実施する場合、記入時に机を離すことや、回収時には、教師が一人一人から直接回収するなど、記入者のプライバシー保護に十分配慮する。